

伊賀市自治基本条例審議会における

「(仮称) 伊賀市住民自治協議会に関する条例」イメージ

(目的) 第1条 この条例は、伊賀市自治基本条例（平成16年条例第293号。以下「自治基本条例」という。）第24条の規定に基づき、住民自治協議会の設置等に関し必要な事項を定めることにより、住民自治協議会の活動の定着化及び活性化を図り、もって持続可能で良好な地域社会の維持及び形成を目指すことを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。
(住民自治協議会の要件) 第3条 住民自治協議会は、次に掲げる要件を満たすものをいう。 (1) 住民自治協議会は、その区域に居住する個人及びその区域で活動する団体、事業者等で構成され、当該区域に属する誰もが自主的に活動に参画できること。 (2) 目的、名称、区域、事務所の所在地などを明記した規約を定めていること。 (3) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。 (4) 一つの地域が複数の住民自治協議会に属していないこと。
(住民自治協議会の設置) 第4条 前条に規定する住民自治協議会が設立されたときは、その代表者は、規則で定めるところにより、市に届け出るものとする。届け出た内容に変更が生じたときも同様とする。 2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該住民自治協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。 3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。
(住民自治協議会の役割) 第5条 住民自治協議会は、当該地域の住民自治活動の中心的役割を担い、地域課題の解決に寄与する活動を自主的かつ主体的に取り組むものとする。
(地域まちづくり計画) 第6条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画を策定するものとする。 2 前項の規定する計画を策定又は変更したときは、当該住民自治協議会の代表者は、規則に定めるところにより、市に届け出るものとする。
(住民自治協議会の事業) 第7条 住民自治協議会は、主に次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 地域の防災・防犯に関すること。 (2) 地域の福祉に関すること。 (3) 人権意識の普及・高揚に関すること。 (4) 社会教育及び生涯学習に関すること。 (5) 環境保全に関すること。 (6) その他、住民自治協議会の目的達成に必要と認められるもの。

※現在の自治基本条例の第 26 条と同じです。

（住民自治協議会の権能）

第 8 条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

（１） 市の総合計画の策定及び変更に関する事項

（２） その他市長が必要と認める事項

2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

※審議会で新設することが提案された条文です。

（住民自治協議会の責務）

第 9 条 住民自治協議会は、まちづくりに関する情報を会員相互に共有するとともに会員がまちづくりに参加しやすい環境を整備するように努めなければならない。

2 住民自治協議会が、前条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく権能を行使する場合は、会員への情報提供及び情報収集を行いその協議過程を公表し、決定した内容を地域内で情報共有したうえで行使しなければならない。

3 住民自治協議会は、第 6 条に規定する地域まちづくり計画を策定又は変更する場合は、会員が意見を述べる機会を設けなければならない。

4 住民自治協議会は協議及び事業に関して、会員に対して説明責任を果たさなければならない。

（住民自治協議会への支援）

第 10 条 市は、第 4 条の規定により届け出があった住民自治協議会に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１） 住民自治協議会の活動拠点の提供

（２） 住民自治協議会への財政支援

（３） 住民自治協議会の運営や事業の実施に係る相談及び助言

（４） その他市長が必要と認めるもの

（住民自治協議会の連携）

第 11 条 住民自治協議会は、共通する地域課題の解決に向け、複数の住民自治協議会が連携して取り組むことができる。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。